

第14回京都市・食の安全推進協議会 摘録

京都市では、平成15年12月16日に食品の安全を確保するため、各分野の学識経験者や公募市民で構成する「京都市・食の安全推進協議会」を設置し、本市の食品衛生に係る様々な施策を実施するにあたり、本協議会にて食の安全・安心について論議・評価・提言をいただき、本市の食品衛生行政に反映させていきます。

■ 開催日時

平成20年2月15日（金）午後2時から午後4時まで

■ 開催場所

京都ホテルオークラ 17階 アポロン

■ 出席者（敬称略）11名

委員長 大東 肇 （京都大学名誉教授）
副委員長 矢部 千尋 （京都府立医科大学大学院医学研究科教授）
委 員 青木 勲 （市民委員）
委 員 伊藤 伸一 （社団法人京都微生物研究所 社団企画事業部長）
委 員 伊藤 義浩 （社団法人京都市食品衛生協会 専務理事）
委 員 岸本 麻津美（市民公募委員）
委 員 東 あかね （京都府立大学人間環境学部教授）
委 員 藤田 正 （全国農業協同組合連合会京都府本部 副本部長）
委 員 三好 悅子 （京都市地域女性連合会 常任理事）
委 員 横山 輝昭 （株式会社ジエイアル西日本伊勢丹 営業総括部食品・総合サービス営業部長）
委 員 吉川 雅之 （京都薬科大学教授）
事務局 保健衛生推進室部長 河村 俊夫
事務局 保健衛生推進室生活衛生課担当課長 土井 直也
事務局 保健衛生推進室生活衛生課食品衛生係長 辻 尚信
事務局 保健衛生推進室生活衛生課担当係長 今江 清朝

■ 次第

- 開会のあいさつ（保健福祉局保健衛生推進室部長）
- 議題
 - 1 平成20年度京都市食品衛生監視指導計画（案）について
 - 2 中国製冷凍餃子等に関する京都市の対応について
- 閉会のあいさつ（保健福祉局保健衛生推進室部長）

■ 会議概要

- 各議題について事務局から説明
- 質疑応答

事務局からの説明

1 平成20年度京都市食品衛生監視指導計画（案）について

※ パブリックコメント応募期間（1月10日から1月31日）に寄せられた意見を考慮し、平成20年度京都市食品衛生監視指導計画（案）を変更するとともに、本市の現状を勘案し、追加した箇所についてご説明しました。（後述の【説明の概要】参考）

※ 寄せられたご意見の中で、多かったものは、「食品の残留農薬検査の強化」と「BSEスクリーニング検査の全頭実施の継続」を平成20年度の計画に明記することを要望されたものでした。

パブリックコメントについて

- 意見募集期間 平成20年1月10日（木）～平成20年1月31日（木）
- 応募者数について 6人（内訳：個人3人、団体所属者3人）
- 意見数 45件

【説明の概要】

■輸入食品の残留農薬等の検査強化

今般、社会問題にまで拡がった中国製冷凍食品に関する有機リン系薬物（農薬）による健康被害の発生を受け、平成20年度計画においても重要ポイントとして明記する。

■フグによる食中毒発生防止の徹底

昨年末、本市で34年ぶりにフグによる食中毒が発生したことを受け、毎年、全国で発生しているフグによる食中毒に対し、重症事例や最悪の場合、死亡事例につながる可能性があることから、市民の皆様にフグの自家調理の危険性について注意喚起することを重点ポイントとして明記する。

■牛海綿状脳症（BSE）の全頭検査の実施

20月齢以下の牛については検査対象から除外され、平成20年7月末日で20月齢以下の牛の検査については国庫補助も打ち切られる。しかし、本市では、市民の皆様の安心を確保するため、引き続き、全ての牛についてBSEスクリーニング検査を実施し、平成20年度計画にも明記する。

■【特別対策】2008年『サミット外相会合』（京都）開催にあたっての食品衛生対策

7月7日から北海道洞爺湖で開催されるサミットに先んじて、6月26日、6月27日の2日間にわたり、京都でサミット外相会合が開催される。

開催にあたってはサミット関係者が数多く京都に参集されることが想定されるため、利用者が増える宿泊施設や弁当調製所及び仕出し屋に対し、外相会合開催前に一斉に立入監視を実施し、食品安全事故の発生防止対策を講じる。

質 疑 等

【事務局】

昨今の食品の偽装表示等の問題を受けて、新聞等にも、食品表示の一元化についての記事が掲載されていました。

本市の20年度計画においても、「食品表示の監視指導の強化」を掲げています。

【委 員】

京都市では、今後も引き続き、BSEの全頭検査を実施していかれるようですが、同検査の実施施設と実施予定頭数及びそれに係る経費について教えてください。

【事務局】

BSE検査は、京都市南区にあります京都市中央卸売第二市場内の検査室において実施しています。検査頭数としては、年間7,800頭ほどです。

平成20年8月1日からは、20月齢以下の牛のBSEスクリーニング検査の国庫補助は打ち切られますが、全頭検査を実施していく予定です。

現在は、検査キットの値段もさがり、1キットが7万5,000円程度になっています。

本市における20月齢以下の牛は、全体の1%，つまり70頭から80頭程度であるため、数キットで対応できます。そのため、市民の皆様の安心を確保できるよう、引き続きBSEの全頭検査を実施することとしました。

【委員長】

国からの補助金がなくても引き続き実施していくことはできるのでしょうか。

【事務局】

平成20年度予算として要求しています。

京都市としては市民の皆様が安心して食生活を営んでいただけるよう、全頭検査を実施していく考えですが、今後の国の動向については見定めていきたいと考えています。

【委 員】

20月齢以下の牛が70頭くらいなのですね。

【事務局】

京都市のと畜場で処理される牛は、ほとんど和牛です。和牛は20月齢を超えて肥育されるため、20月齢以下の牛はおおくありません。

【中央卸売市場第二検査室担当課長】

平成19年度途中ですが、現時点において、牛はおよそ7,000頭処理されており、そのうち20月齢以下は41頭です。

【委員長】

全国的に、他の自治体ではどのような対応をとられているのでしょうか。

【事務局】

自治体ごとの対応にはらつきが生じないように、厚生労働省から平成20年7月末をもって一斉に20月齢以下の牛についてのBSEスクリーニング検査については自治体間で対応に齟齬が生じない旨の通知がなされています。

本市のように、20月齢以下の牛の頭数が少ない自治体では、予算的にも継続して実施していくことに大きな支障はありませんが、20月齢以下の牛の処理頭数が多い畜産県などは、国庫補助打ち切り後の検査については検討されている自治体もあると聞いています。

【委 員】

京都市のと畜場で処理される年間約8,000頭の牛については、全頭検査により安心できるとしても、市内には1万頭近くもの牛が他の自治体から入ってきていると聞いています。

そうした点を考えると、市民の安心が完全に確保されているとは言えないと思います。

他の自治体を含めて、全頭検査が実施されるような働きかけはできないものでしょうか。

【事務局】

他の自治体でも現在、全頭検査を継続して実施していくかどうかについて検討されているところかと思われます。

畜産県においては、産業振興の立場からも全頭検査を実施することで、安心の付加価値がつくため、他の自治体でも実施の方向で考えられているところもあると聞いています。

【委 員】

京都市のと畜場は解体費用や運搬費用等のコストがかかるため、滋賀県や京都府亀岡などの周辺自治体で処理された牛肉が市内に流通していると聞いています。

市内で処理される牛については全頭検査がなされていても、こうした周辺自治体から入ってくる牛の検査をどうしていくのかを考えると不安です。

京都市だけでなく、他の自治体を含めて、全頭検査が実施され、市内に流通する食品の安全安心が確保されるようにはできないものでしょうか。

また、鶏の飼料に抗生物質が投入されていますが、こうした鶏肉の検査や中国製の輸入食品の検査も充実させていただきたいと思います。

【事務局】

現時点では、周辺自治体でも全頭検査が実施されており、安全・安心は確保されています。

これまで、農産物や畜産物の残留農薬や抗生物質については検査方法が確立しており、多数の収去検査を実施してきましたが、加工食品となると夾雜物等の影響から検査が非常に困難です。

しかし、本市では、協議会からのご提案を受けて、いち早く検査機器を配備することがかない、今回の中国製冷凍食品の有機リン系薬物の検査にも迅速に対応することができました。

よってたとえ検査等が煩雑であっても、今後は加工食品の残留農薬等についても検査も実施する方向で検討していかなければいけないと考えます。しかし、そのためには、人員をより有効に配備等していくことが急務です。

【委 員】

予算と人員が削減されないように、市独自の予算で検査体制を維持していただき、市民や観光客の安全と安心を確保していただきたいと思います。

このことを協議会の意見・要望として文書化し、上局等に提出してはいかがでしょうか。

【事務局】

過去に、協議会からのご提案を受けて、予算化され、ノロウイルス検査機器（リアルタイムPCR）や残留農薬の検査機器が整備された経緯があります。

毎回、協議会の会議録を作成し、いただいたご意見やご提案を上局へも報告しており、食の安全・安心については関心を持っていただいている。

【委 員】

大量に輸入食品が流通している中で、収去検査による残留農薬検査でどのくらいチェック効果があるものなのでしょうか。その結果、違反食品を見つけるものなのでしょうか。

【事務局】

年間、およそ110から120食品について残留農薬の検査しており、1食品あたり250項目の残留農薬を検査しています。

また、本市だけではなく、全国各自治体で収去計画を定め、残留農薬の検査を実施しているので、集約すれば、かなりの数の食品について検査されていると思われます。

それであっても、大量に流通している中の限られた食品を抜き取って検査をしているだけですので、違反を発見することは難しいとは思われますが、やみくもに収去するのではなく違反状況や問題視されている食品等を考慮し、抜き取り検査を実施していますので、それなりの効果はあると考えています。

【委 員】

監視指導計画（案）で、輸入食品、とりわけ中国産食品を優先的に収去検査するとありますが、優先的にとは具体的にどのように（輸入品の何%，何検体など）収去するのか、明確に産地が記載されているような食品を収去するのか等、もう少し具体的に明記してはどうでしょうか。

【事務局】

輸入食品として、およそ210食品について検査を実施しておりますが、その数は全体の収去食品数の約9%にあたります。

210食品中、中国食品が何食品あるかは確認していませんが、収去するにあたり「輸入食品」という漠然とした表現ではなく、「中国産」と限定しておこなっていく方がよいのかどうか検討していきます。

【委 員】

中国産の食品にだけ敏感になっていますが、フィリピンで養殖されている海老には合成抗菌剤が大量に使用されていて、それらは日本に輸入されていると聞きます。中国だけでなく、他の国の食品についても留意して検査をおこなってください。

【事務局】

東南アジアの冷凍海老の合成抗菌剤について検査を実施していますが、現在のところ違反は発見されていません。

【委 員】

国産品となっている食品でも、その原材料が輸入品であったりします。

今、スーパーでは中国産食品は売れていません。

安全だけでなく、安心を確保するためにも、市民に対して、講習会等を実施し、啓発していただきたい。

【事務局】

本市では、市政出前トークという制度があり、市民の皆様からのご要望に応じて、講師を派遣し、様々なテーマで講習を実施しています。

しかし、年間通じて、あまりご要望がないのが実情です。少數の集まりでも結構ですので、ご依頼いただければ、講師を派遣させていただきます。

【委 員】

職員の勤務時間外や土日でも対応していただけるのでしょうか。また謝礼などは必要なのでしょうか。

【事務局】

勤務時間外や土日などに関係なく、ご依頼があれば講師を派遣させていただいております。謝礼は不要です。

【委 員】

着色料や防腐剤の検査体制はどうなっているのでしょうか。

【事務局】

着色料については、使用基準のあるタール色素について検査を実施しており、また、ソルビン酸やデヒドロ酢酸等の保存料についても、計画的に検査を実施しております。

最近では、カステラへのタール色素の使用基準違反と漬物のソルビン酸（保存料）の過量使用による使用基準違反がありました。

タール色素は使用量の制限はありませんが、カステラのように使用できない食品が定められています。保存料は食品ごとに使用量の基準が定められています。

【委 員】

3日間の営業停止では処分は軽いのではないのでしょうか。

違反業者が絶えない理由のひとつに処罰が軽微なため、業者の認識が改まらないのではないかと思う。

【事務局】

以前、学校給食用の米飯を製造している施設で、製造された米飯中からねずみの糞が発見され、本市では当該施設に対し、3日間等の期間を定めない営業禁止処分を命じました。食中毒のように衛生管理の不備等による事件に対しては、3日間等の期間を定め、営業を停止させ、その期間中に、施設の洗浄消毒、冷蔵庫内の食材の処分等及び調理従事者への衛生教育を実施することにより再発防止が図られるものと考えています。

しかし、ねずみの糞の混入となると、混入原因やねずみの侵入経路の調査及びその防除などといった再発防止措置が完全に図られるまでの期間営業を停止させる必要から、期間を定めない営業禁止処分を命じました。実際、その改善状況を確認し、営業禁止を解除したのは、1ヶ月後になりました。

このように、事件の内容を捉えたうえで、適切な処分を講じていかなければ、被害を受けられた方や市民の皆様にはご納得いただけないと考えています。

【委 員】

着色料とテトロドトキシン（フグ毒）を同一のフィールドで論ずるべきものではないと思いますが、フグ毒による食中毒で死亡されても、営業停止3日間なのでしょうか。

【事務局】

死亡者が発生すれば、処分等は大きく変わってきます。

昨年末に本市で発生したフグ毒による食中毒事件で当該飲食店を3日間の営業停止にしたのは、故意にフグの有毒部位を提供していたわけではなく、さらに患者も軽症であったことなどの事件の状況から判断したからです。

【委員長】

事務局から提示されました平成20年度京都市食品衛生監視指導計画（案）についてですが、委員の皆様に協議していただき、一部検討いただきたいというご意見はありましたが、概ねご了承いただけたものと思います。

本計画（案）を協議会として承認いたします。

事務局からの説明

2 中国製冷凍餃子等に関する京都市の対応について

※ 本市における事件の探知と概要

- ・1月30日午後5時

マスコミから中国製冷凍餃子の市内の流通状況について問い合わせがあり、本市において事件の発生を知った。

- ・探知の内容

東京都に本社を置くJ.T.フーズ㈱が中国から輸入、販売した冷凍餃子を食べて健康被害を呈している事案が、千葉県や兵庫県で発生している。

当該食品からは有機リン系薬物のメタミドホスが検出されており、J.T.フーズ㈱は中国の同一製造所（河北省の天洋食品）で製造された食品をすべて自主回収している。

※ 本市の対応

- ・1月30日午後6時～

本事件の一報を入手し、直ちに市内スーパーに情報提供し、当該回収品の取扱いについて確認し、販売しないよう連絡した。

- ・1月31日午前9時～

市内11保健所及び市役所生活衛生課において相談窓口を開設

保健所食品衛生監視員が、市内スーパーに立入り、当該回収品の流通を確認するとともに、販売店で抜き取った中国製冷凍餃子等及び市民から提供された食品、合計120食品について衛生公害研究所で検査を実施した。

- ・1月30日（市民への情報の発信）

本件について、ホームページに掲載

京都市健康危機管理情報電子メール配信「みやこ健康・安心ねっと」

- ・2月2日、3日（土日の相談窓口）

土日の休日においても、相談窓口を実施

- ・2月6日（新たにジクロルボス検出の情報）

生協販売商品の「CO・OP 手作り餃子」から、新たに有機リン系農薬のジクロルボスが検出されたことを受け、市内販売店から抜き取り等していた中国製冷凍餃子等17検体についてジクロルボスについても急遽追加検査を実施した。

- ・2月7日（検査結果の公表）

市内販売店で抜き取りした食品及び市民から提供を受けた食品、合計120食品についてメタミドホスは検出されず、そのうち17食品についてジクロルボスについて追加検査を実施したが検出されなかった。また、その旨公表した。

質 疑 等

【委 員】

京都市の対応についての説明を聞いて、京都市内については調査及び検査されていることがわかり、安心しました。

情報が不十分で、何もわからない状態では、非常に不安を感じていました。子供や孫は冷凍食品をよく利用しているので、今回の事件が発生して、全て冷凍食品は捨てていました。

知ることで不安が解消されることがわかりましたので、市民が集まる学習会に講師を派遣していただき、お話をいただきたいと思います。

【委 員】

京都市は迅速な対応が取られていたことはよくわかりましたが、報道では当初、千葉県は年末に探知していて、1ヶ月あとになってこのように事件が大きくなってしまったとあります。国や他の自治体との連絡体制を図り、全国的に迅速な対応は図っていけないものでしょうか。

水際での検疫所の検査だけでは、全ての輸入食品の安全は確認できません。製造者には監視指導は行われているようですが、加工者や輸入者に対しては指導や規制はなされているのでしょうか。

【事務局】

昨日、東京都で厚生労働省主催の全国食品衛生主管課長会議が開催されました。その会議において厚生労働省は、今回の中国製冷凍餃子の件では2つの問題があると言われていました。

一つ目は、行政間の情報の共有ができていなかったこと。二つ目は、検疫所のモニタリング検査を含め、輸入食品は約10%程度しか検査を実施できていない。一義的には輸入者にも責任があるので、違反を繰り返す輸入者に対しては、検査命令をおこなっていかなければならないこと。

【委員長】

協議会での意見を京都市の意見とし、全国に提案していけないものでしょうか。

【事務局】

130自治体があり、やはり厚生労働省がイニシアチブをとり、各自治体が食品安全行政を遂行しています。

本市は、市民の食の安全・安心を確保することを責務とし、施策の実施に努めています。他の自治体におかれましても、各自治体の実情に応じた食品衛生施策を実施し、市民等の安全・安心の確保に努めておられます。

【委 員】

12月28日に事件が発生して、1ヶ月経って浮上してきました。この対応の遅れが指摘されているようですが、もし、京都市に第1報が入り、事件を探知したとすれば、京都市ならどのように対応したと思いますか。

【事務局】

千葉市の健康被害者は医療機関に受診しており、医師も中国製冷凍餃子を原因とする有機リン系薬物による症状であると疑っていながら、最寄の保健所に食中毒の届出を行っていませんでした。

続いて、生協が探知して12月29日の年末に保健所にメールが送付されました。年末の休日ということもあり、連絡がメールだけであり、電話による報告がありませんでした。

たとえ、役所の業務が休みの日であっても、電話連絡をしていただきたいと思います。

京都市では、年末年始等の休日であっても、24時間区役所の宿直に電話がかかり、そこから保健所衛生課の担当者に連絡がいくように連絡体制を講じています。

また、1月31日、千葉市民が食品を持参し、千葉市に検査を求めたが、拒否されたとありました。届出者との詳細なやり取りがわからないのですが、本市には、通常こうしたお届けがあった場合に備えて、毒物検査の簡易キットを用意しており、まず、毒物の有無について簡易なスクリーニング検査を実施しています。

さらに、今回のような輸入食品で健康被害を訴える事案が発生した場合は、厚生労働省へ連絡し、情報の提供と連携を図っています。

総括すると、こうした輸入食品に係る健康被害事案発生時には、広域流通等が考えられることから、厚生労働省並びに関係自治体へのいち早い連絡と情報の共有、連携が重要となってくると思います。

【委 員】

京都市では市内11保健所や衛生公害研究所での迅速な監視と検査を実施されましたが、人員的には十分であると考えていますか。

【事務局】

通常時であれば、十分あると思いますが、緊急時にはまだ少ないとと思っていますので、今後検討していきたいと考えています。

【委 員】

冷凍食品、加工食品、中国食品の3つは嫌悪感を持ってしまっています。

テレビで中国の主婦が野菜を洗剤で洗っているところを見ると、あんな国から輸入していると思うと不安になります。

消費者はお腹が痛くなても、まず自分が体調を崩しているだけと思い、ついで、冷蔵庫を疑い、最後に商品を疑い、最終的に保健所に相談に行きます。どうか保健所ではそういう消費者を理解し、誠意を持って対応していただきたいと思います。

【委 員】

農協では多くの農薬を使用していますが、もちろん基準値を遵守しながら使用しています。

商品を検査することも重要ですが、まずは農薬を適正に使用し、基準値を超えないように指導していくことが大切であると考えています。

農薬を使用している生産者に対し、農薬の使用履歴を提出させ、使用状況をチェックしていくことが必要であると思いました。

【委 員】

市民からの通報は、区役所や市民総合相談窓口に連絡があると思いますが、連絡を受けた窓口によっては保健福祉局（保健所衛生課）に連絡がこなかったり、連絡が遅くなったりすることが考えられますので、「食の110番」のようなシステムを作り、情報を一元化すれば、速やかな対応がとれるのではないかでしょう。

本協議会の意見として、京都市に提案できないでしょうか。

【事務局】

本市では「いつでもコール」という電話相談窓口を開設しています。もし市民から食に関する通報があった場合、全て保健福祉局に連絡が入るようになっています。

また、業務時間外に、区役所に食に関する通報があれば、区役所の宿直担当者から保健所衛生課担当者（課長もしくは係長）に連絡が入るような体制をとっています。

【委員長】

総括して、こうした事件の発生にあっては、危機管理体制、ネットワークの構築及び情報の一元化ということが重要であるということでしょう。

【事務局】

平常時から余念なく、こうした体制等の整備をおこなっておくことが急務であると考えます。ご提案いただきました「食の110番」については、「いつでもコール」の充実を含め、検討していきたいと思います。

食に関する様々な問題が浮上している中、時代のニーズに応えられるような対応・対策をつけていきたいと考えています。